

久宝寺寺内町地区内で家屋等の修景工事 に対する補助制度が始まります

久宝寺寺内町街なみ景観保全要綱（旧 久宝寺寺内町まちなみ保全要綱）に基づき定める
＜保全地区＞内において、建築物及び工作物の新築・増築・改築や修繕などに要する修景
整備費※の一部に対し、補助金を交付する制度「久宝寺寺内町修景整備事業補助金」を創
設します。

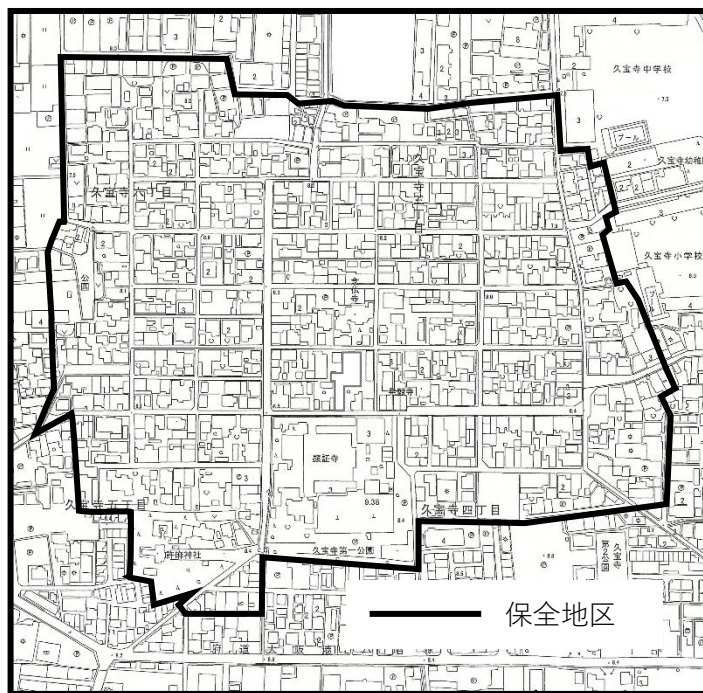
※修景整備とは、久宝寺寺内町の街なみ景観に調和する基準＜修景基準＞に適合し、建
築物等の外観を歴史的なまちなみにふさわしい形に修景工事することをいいます。

○ 対象区域は、
右の地図で示す＜保全地区＞の範囲です。

○ 補助対象者は、
保全地区内において、修景基準に適合
していると認められる工事等をしようと
する住宅等の所有者等とします。

○ 補助対象事業・補助金額は、
下の表のとおりです。

〔 補助金の交付は、市の予算の範囲内
とし、予算を超える場合は、申請額
を交付できない場合もあります。 〕



補助対象事業	補助率	補助金の上限額
歴史的景観の保全及び整備のために必要な建築物の新築・増築・改築または修繕（外観に係るものに限る。）	1/3	100 万円
修景整備のために行われる建築工事等に必要な設計に係る経費（工事管理費を含む。）	—	10 万円

【問合せ先】

八尾市 都市整備部 都市政策課 TEL:072-924-3850 FAX:072-924-0207